

四半期会計基準専門委員会での検討状況(第16回)

1. 本日の検討事項

(1) 四半期会計基準案の変更箇所・・・資料2参照

第2 四半期以降に重要な会計方針を変更した場合

注記事項：当事業年度の既に開示した四半期会計期間ごとの影響額  
(第20項(3)、第29項(2)、第57項)

重要な誤謬の訂正

「結論の背景」に検討経緯を記載(第70項)

持分プーリング法適用の場合の開示

注記事項：当事業年度の既に開示した四半期会計期間ごとの影響額  
(第20項(17)、第29項(16)、第66項)

注記事項(第20項及び第29項)

年度や中間との整合性

- ・1株あたり純資産(算定基礎は適用指針で「望ましい」の規定)
- ・新株予約権(潜在株式数の情報までは求めていない点を踏まえた対応)

適用指針との役割分担での整理

- ・ストック・オプション

具体的な内容の記載

- ・企業結合や事業分離の内容の明記)

\*パーチェス法や持分プーリング法の注記は年度や中間と比較して簡素化

適用初年度の対応(第33項)

前事業年度の対応する四半期会計期間の四半期財務諸表は不要

(2) 四半期会計基準適用指針案の概要・・・資料3参照

(3) 第2 四半期以降に自発的な会計方針の変更を行う場合の対応

(修正案：前回説明済み)

我が国の監査制度や遡及再表示の取扱いとの関係で、事業年度の期首に遡って遡及再表示をした四半期損益計算書の開示は求めず、年度と中間での会計方針の首尾一貫性を欠く場合(JICPA 監査委員会報告第36号「中間財務諸表と年度財務諸表との会計処理の首尾一貫性」と同様、その旨、理由及び影響の内容の注記を行うこととする。

(理由)

我が国の監査制度においては、米国のように 1 つのレビュー報告書に複数期間の意見表明を行う形は想定していないため、財務諸表自体の遡及再表示の場合及び遡及再表示情報を翌事業年度での比較財務諸表として利用するためには、過去に発表したレビュー報告書を再発行することが必要

\* 影響の内容の記載方法・・・資料 4 参照

2. 上記以外で検討を要する主な事項

- ・ 四半期損益計算書の開示方法
- ・ 注記情報のボリューム（記載項目、内容、注記の仕方）
- ・ レビュー手続との関係

四半期会計基準の目的の記載

比較財務諸表として前年同四半期の四半期貸借対照表の開示

継続企業的前提に重要な疑義が存在する場合

- ・ 監査との関係

事業年度の財務諸表の注記での要約四半期別財務情報の開示

7 月中に方向性を出すこととする。

以 上